

改訂第 8 版の発行にあたり

我が国は、「ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」を平成 4 年 4 月 1 日より主たる体系として採用していますが、平成 7 年 11 月に開催されたニース協定第 17 会期専門家委員会において、現在の「国際分類第 6 版」の内容を一部変更（アルファベット順一覧表に商品・サービスを追加、削除、表現の変更、類の変更等）することが採択され、「国際分類第 7 版」として平成 9 年 1 月 1 日に発効することとなりました。

この変更に伴う商標法施行規則別表の改正が通商産業省第六十六号として平成 8 年 9 月 25 日に公布され、平成 9 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

そこで、本改正に対応し、また、関係業界からの要望を踏まえた例示商品及び例示役務を追加した「類似商品・役務審査基準の改訂版」を作成し、ここに公表するものであります。

平成 8 年 12 月

特許庁審査第一部

商標課長 能 條 佑 敬